

県有財産売払い

一般競争入札 入札説明書

物件：坂井市丸岡町霞町二丁目32番2（土地）

計1 件

入札日：令和8 年1 0 月2 8 日（水）

「一般競争入札 入札説明書」をご覧ください、内容を了解の上で、
入札にご参加ください。

福井県総務部財産活用課

〒910-8580 福井市大手3 丁目1 7 番1 号

TEL 0 7 7 6 - 2 0 - 0 2 5 1（直通）

FAX 0 7 7 6 - 2 0 - 0 6 2 8

E-mail zaikatsu@pref.fukui.lg.jp

《 HP 》 <https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/zaisankastuyou/index.html>

目 次

県有財産の一般競争入札実施要領		P 1
県有財産売払公示書(写)		P 7
入札心得書		P 9
県有財産売買契約書(案)		P 1 2
一般競争入札参加申込書「記載例」		P 1 8
役員名簿「記載例」		P 1 9
資格誓約書「記載例」		P 2 0
入札書「記載例」		P 2 2
委任状「記載例」		P 2 5
入札書、委任状、資格誓約書の記入事項		P 2 7
入札物件の詳細		P 2 8

様式集(P 3 8 ～)

- ・ 一般競争入札参加申込書
- ・ 役員名簿
- ・ 資格誓約書
- ・ 入札書
- ・ 委任状

県有財産の一般競争入札実施要領

1 入札物件

(土地)

物件番号	所在	地番	登記地目	面積	予定価格
坂井一1	坂井市丸岡町霞町二丁目	32 番 2	宅地	344.74 m ²	7,680,000 円

入札物件の詳細については、「入札物件の詳細」(P 28 ～)をお読みください。

2 入札参加者の資格、入札の参加方法および留意事項

(1) 入札参加者の資格

次に掲げる条件をすべて満たす者

- ① 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3第1項および地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の4に該当しない者であること。
- ② 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
 - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

その他、「入札心得書」(P 9)中、入札参加者の資格を参照してください。

(2) 入札の参加申し込み

入札への参加を希望される場合は、「県有財産売却公示書」(P 7 ～P 8) および「入札心得書」(P 9 ～P 11)を十分お読みのうえ、以下の書類を令和8年10月20日(火)午後5時【必着】までに福井県総務部財産活用課へ持参または書留郵便により提出してください。

[入札参加申込時に提出していただく書類]

		提出書類	備 考
法人 の 場合	1	一般競争入札参加申込書(※)	
	2	資格誓約書(※)	
	3	印鑑登録証明書	3か月以内のもの
	4	法人登記簿謄本	3か月以内のもの
	5	役員名簿(※)	

個人 の 場合	1	一般競争入札参加申込書(※)	
	2	資格誓約書(※)	
	3	印鑑登録証明書	3 か月以内のもの 共有名義の場合は共有者全員分
	4	住民票	3 か月以内のもの マイナンバーの記載がないもの 共有名義の場合は共有者全員分

(※) 一般競争入札参加申込書、資格誓約書、役員名簿の様式は、P 3 8 ～にあります。

(3) 留意事項

次の事項を了解の上、入札に参加してください。

- ① 現地説明会はありませんので、必ず事前に、ご自身で現地をご確認ください。
「利用計画に見合った造成・開発・建物の建築等が可能か」など、詳細については、必ず、あらかじめ関係機関でご確認ください。
- ② 現況と物件調書(P 3 2 ～P 3 7) 等とが相違する場合には、現況が優先します。
- ③ 現地が県有地である間は下見のための立ち入りは可能ですが、県有地内での事故等について、県は一切責任を負いません。
- ④ 敷地内の工作物(擁壁等) については、現況のまま売却します。
- ⑤ 電柱等の移転・撤去、立木の伐採、雑草の草刈、ゴミの撤去、切り株の除去、フェンス・囲障・擁壁・井戸などの地上・地下・空中工作物の補修・撤去などの負担および調整は、物件内外を問わず、県では行いません。
- ⑥ 工作物等にかかる隣接地との越境関係について、県は解消のための交渉や手続きは行いません。
- ⑦ 上下水道、電気および都市ガスなどの供給処理施設の引き込みに要する費用は、落札者の負担となります。
- ⑧ 入札参加申込の際に提出していただいた書類は返却いたしかねますので、ご了承ください。
- ⑨ 落札された場合には、売買契約の締結および所有権移転登記を入札書に記載された名義で行っていただくことになります。入札後の名義変更はできませんので、ご注意ください。(入札参加の申し込みも同名義で行ってください。)

※「物件調書」(P 3 2 ～P 3 7) は物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず土地利用等にかかる諸規制についての調査確認を行ってください。

3 入札の日時・場所

物件番号	入札日	入札時間	開札場所
坂井ー1	令和8 年1 0 月2 8 日(水)	午前10 時00 分	福井市大手3 丁目17-1 福井県庁 6 階 入札室

(注)① 開札は、入札締切後ただちに行います。

- ② 受付、入札保証金の納付等は、入札日当日の午前9 時30 分～午前9 時50 分の間に福井県庁6 階財産活用課で行います。入札時間の直前は受付窓口が混雑しますので、なるべく早めにお越しのうえ受付等を終了されるようご協力お願いします。なお、入札開始時間に

遅れますと入札に参加できませんので、ご注意ください。

4 落札者の決定方法

入札は、県の予定価格以上の最高のも のをもって落札者とします。

ただし、落札者となる 同価の入札者が二人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を定めます。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。

5 入札当日の持参品等

(1) 入札保証金

入札当日(入札前の受付時)、予定価格の100分の5以上の入札保証金が必要です。

詳細についてはP10に記載の「入札保証金」、「入札保証金の代用」を参照してください。

(2) 入札書 (様式P43～P44)

「記載例」(P22～P24)を参照してください。

(3) 入札参加者の本人確認書類

運転免許証等、本人であることを確認できる書類を持参してください。(当日、コピーを取らせていただきます。)

(4) 委任状 (様式P45)

代理人が入札に参加する場合は必ず持参してください。

「記載例」(P25～P26)を参照してください。

(5) 印鑑

入札書に押印する入札者本人の印鑑を持参してください。

ただし、代理人が入札に参加する場合は、委任者の印鑑は必要ありませんが、代理人の方は委任状に押印した自分の印鑑を持参してください。

(6) 筆記用具

黒のボールペンまたは万年筆

6 入札に付す条件

落札者は、県有財産売買契約締結後、当該契約締結の日から10年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用ならびに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供することはできません。また、それらの用に供する目的で、売買物件について第三者に対しての一切の権利の設定もしくは所有権の移転をしてはなりません。

なお、この条件に違反した場合には、県の定める金額(売買代金の1割)を違約金として県に支払わなければなりません。

7 契約の締結等

落札者には落札通知書を送付しますので、落札通知の日から7日以内に契約を締結していただきます。なお、支払いの方法により、次の手続きとなります。

(1) 売買契約締結と同時に売買代金を納付する方法

※入札保証金を売買代金に充当することはできませんので、ご注意ください。納めていただいた入札保証金は、売買代金納入後、返還します。

- ① 落札通知書とともに、契約書、売買代金の納入通知書、所有権移転登記請求書を送付します。
- ② 落札通知の日から、7 日以内(土・日曜・祝祭日を除く。)に納入通知書により福井県が指定する金融機関(ゆうちょ銀行を除く。)で売買代金全額を納入してください。
売買代金を納入した領収証書(原本)、押印した契約書(1 通のみ収入印紙添付)、所有権移転登記請求書、登録免許税(収入印紙)を福井県総務部財産活用課へ直接持参または書留郵便で郵送してください。(郵送の場合は、売買代金を納入した領収証書は、原本送付前に写しを FAX またはメールで福井県総務部財産活用課へ送信してください。原本は確認後、返却します。)
※ 期限までに契約を締結されない場合は無効となり、入札保証金は県に帰属し返還できませんので、ご注意ください。

(2) 売買契約締結から30 日以内に売買代金を納付する方法

※売買代金とは別に、契約保証金(売買代金の100 分の10 以上)の納付が必要です。納めていただいた契約保証金は、売買代金納入後、返還します。なお、入札保証金を契約保証金に充当することができます。

- ①落札通知書とともに、契約書、契約保証金の納入通知書を送付します。
- ②落札通知の日から7 日以内(土・日曜・祝祭日を除く。)に、契約保証金を納入した領収証書(原本)および押印した契約書(1 部のみ収入印紙添付)を福井県総務部財産活用課へ直接持参または書留郵便で郵送してください。(郵送の場合は、契約保証金を納入した領収証書は、原本送付前に写しを FAX またはメールで福井県総務部財産活用課へ送信してください。原本は確認後、返却します。)
- ③ 契約締結後、売買代金の納入通知書を送付しますので、契約締結の日から起算して30 日以内に納入通知書により福井県が指定する金融機関(ゆうちょ銀行を除く。)で売買代金全額を納入してください。(※売買代金の分割納付はできません。)
- ④ 売買代金を納入した領収証書(原本)、契約保証金返還請求書、所有権移転登記請求書、登録免許税(収入印紙)を福井県総務部財産活用課へ直接持参または書留郵便で郵送してください。(郵送の場合は、売買代金を納入した領収証書は、原本送付前に写しを FAX またはメールで福井県総務部財産活用課へ送信してください。原本は確認後、返却します。)
※ 30 日以内に売買代金を支払わない場合には、契約保証金は県に帰属することになります。

- (3) 契約条項については、県有財産売買契約書(案)(P12～P17)のとおりですのでご熟読ください。

8 所有権の移転等

- (1) 売買代金の納付が行われたときに所有権の移転があったものとします。
 - (2) 所有権の移転登記は、物件の引き渡し後、福井県が行います。
売買契約書(県保管のもの1 部)に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結および履行に必要な一切の費用は、落札者の負担となります。
- (注) 物件の引き渡しは現状のままで行いますので、必ず事前に現地を確認してください。
(現況と物件調書等とが相違する場合には、現況が優先します。)

(参 考)

◎印紙税額

契約金額(売買代金)	収入印紙	契約金額(売買代金)	収入印紙
1 百万1 円～5 百万円	1 千円	5 千万1 円～ 1 億円	3 万円
5 百万1 円～1 千万円	5 千円	1 億1 円～ 5 億円	6 万円
1 千万1 円～5 千万円	1 万円	5 億1 円～1 0 億円	1 6 万円

(契約書を平成2 6 年4 月1 日～令和9 年3 月3 1 日に作成した場合)

◎登録免許税

(土地)

不動産の価額×1 , 0 0 0 分の1 5

(令和11 年3 月3 1 日までに登記する場合)

(注) 記載の登録免許税率は公告時点のものであり、法令改正により 変更される場合があります。

(注) 「 不動産の価額」は、一般に固定資産税評価額とされています。

9 入札結果の公表について

入札結果については、以下の内容を福井県ホームページで公表しますので、あらかじめご承知おきください。

- (1) 公表の時期 契約締結後から、県が必要と認める時期まで
- (2) 公表内容
 - ①入札物件の所在地、数量
 - ②予定価格
 - ③落札金額
 - ④落札者の個人・法人の別
 - ⑤入札者数

一般競争入札のながれ

入札参加申込 令和8年10月20日(火) 午後5時必着

① 一般競争入札参加申込書等の提出(提出書類はP1～P2を参照してください。)

入札当日 令和8年10月28日(水)【場所: 福井県庁】

② 受付(午前9時30分～午前9時50分)【会場: 6階 財産活用課】

- ・ 入札保証金の納付
- ・ 入札に参加される方の本人確認書類(運転免許証等)の確認

③ 入札(午前10時00分)【会場: 6階 入札室】

- ・ 予定価格以上の金額を入札書に記載

④ 開札(入札締切後ただちに)

- ・ 予定価格以上で最高のもものを落札者とする
- ・ 同価の入札者が二人以上ある場合はくじ引き

※落札者以外には入札保証金を入札終了後に返還

入札後1～2日

⑤ 落札通知

落札通知の日から7日以内に契約

即納の場合

落札通知後7日以内

⑥ 契約

- ・ 代金納入

※契約書に貼付する収入印紙は落札者負担

延納の場合

落札通知後7日以内

⑥ 契約

- ・ 契約保証金(契約金額の1割以上)の納入

※契約書に貼付する収入印紙は落札者負担

※入札保証金を契約保証金に充当することができます。

契約後30日以内

⑦ 売買代金納入

⑦ 所有権移転、入札保証金の返還

- ・ 売買代金の納付が行われたときに所有権移転

※売買代金の納付後、入札保証金を指定の口座へ返還します。

⑧ 所有権移転登記

- ・ 所有権移転登記は、物件の引渡し後、県が実施
- ・ 所有権移転登記に必要な登録免許税は落札者負担

⑨ 登記完了証等の交付

所有権移転登記の完了後、登記完了証および登記識別情報通知を落札者に交付

⑧ 所有権移転、入札保証金・契約保証金の返還

- ・ 売買代金の納付が行われたときに所有権移転

※売買代金の納付後、入札保証金、契約保証金を指定の口座へ返還します。

⑨ 所有権移転登記

- ・ 所有権移転登記は、物件の引渡し後、県が実施
- ・ 所有権移転登記に必要な登録免許税は落札者負担

⑩ 登記完了証等の交付

所有権移転登記の完了後、登記完了証および登記識別情報通知を落札者に交付

県有財産売払公示書

下記の土地を一般競争入札により 売払いします。

記

1 売払物件

(土地)

物件番号	所在	地番	登記地目	面積	予定価格
坂井一1	坂井市丸岡町霞町二丁目	32 番2	宅地	344.74 m ²	7,680,000 円

2 入札・開札の日時、場所

物件番号	入札の日時	入札の場所
坂井一1	令和8年10月28日(水) 午前10時00分	福井市大手3丁目17-1 福井県庁 6階 入札室

開札 入札締め切り 後ただちに開札

入札に参加しようとする者は、令和8年10月20日(火) 午後5時(必着) までに、入札説明書に記載の書類を持参または郵送で財産活用課へ提出すること。(郵送の場合は書留郵便を利用すること。)

3 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号) 第238条の3 第1 項および地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号) 第167条の4 に該当しない者であること。

(2) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。) が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供

与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

4 契約条項および入札心得を示す場所

福井県総務部財産活用課

福井県福井市大手3丁目17番1号 TEL 0776-20-0251(直通)

5 入札保証金

予定価格の5/100以上

(入札保証金は、落札者が福井県と契約を締結しないときは、福井県に帰属する。)

6 入札の無効に関する事項

福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)第151条各号の一に該当する入札は無効

7 入札の条件

- (1)落札者は、契約締結の日から10年間売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用ならびに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供してはならない。また、それらの用に供する目的で、売買物件について第三者に対して一切の権利の設定もしくは所有権の移転をしてはならない。
- (2)契約条項および入札説明書を熟読し、内容を了知の上で入札に参加すること。
- (3)郵便による入札は認めない。
- (4)入札参加者は、定刻までに所定の手続きをすませること。

8 その他

この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

以上公告します。

令和8年9月9日

福井県知事 石田 嵩人

入 札 心 得 書

福 井 県

入札参加者の資格(福井県財務規則第1 4 7 条)

(地方自治法第2 3 8 条の3 第1 項) (地方自治法施行令第1 6 7 条の4)

- 1 次の各号の一に該当する者は、入札に参加することができません。
 - (1) 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - (2) 破産者で復権を得ない者
 - (3) 福井県職員で当該売払財産に関する事務に従事する者
 - (4) その他、資格誓約書を提出しない者
- 2 次の各号の一に該当すると認められる者は、その事実があった後2 年間入札に参加することができません。また、その者を代理人、支配人、その他の使用人または入札代理人として使用することができません。
 - (1) 契約の履行に当たり、故意に工事もしくは製造を粗雑にし、または物件の品質もしくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 競争入札またはせり 売りにおいて、その公正な執行を妨げた者または公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 工事もしくは製造その他についての請負契約または物件の買入れその他の契約を締結した場合において、県職員が契約の適正な履行を確保するためまたはその受ける 給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う 必要がある場合において行う 工事もしくは製造の既済部分または物件の既納部分の確認を含む。) をするため必要な監督または検査を実施するに当たり 職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (6) 上記各号の一に該当する事実があった後2 年を経過しない者を契約の履行に当たり 代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

入札の方法(福井県財務規則第1 5 0 条)

- 1 入札をしようとする者は、入札書に出納員等が交付する入札保証金の現金領収書または有価証券受領書および資格誓約書を添えて、指定の場所、日時までに提出しなければなりません。
- 2 入札者が代理人であるときは、入札前に必ず委任状を係員に提出すること。
代理人は二人以上の代理はできません。
- 3 共有名義で入札しようとする者は、入札書および資格誓約書に共有名義者全員の住所、氏名、(入札書には持分) を連記し、指定の場所、日時までに提出しなければなりません。
ただし、共有者の代表者しか入札することができないので、他の共有者の委任状を係員に提出すること。
- 4 入札には二人以上共同して参加することはできません。

- 5 提出済の入札書は、その事由の如何を問わず引換、変更、または取り消すことはできません。

入札金額の記入方法

金額の記入は算用数字を使用してください。

入札の無効(福井県財務規則第151条)

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者または資格のなくなった者のした入札
- (2) 所定の入札保証金を納付していない者のした入札
- (3) 入札者またはその代理人がした二以上の入札
- (4) 二人以上の代理をした者のした入札
- (5) 入札者が連合した入札
- (6) 入札の際不正な行為をした者のした入札
- (7) 金額その他要点を確認することができない入札
- (8) 前各号に掲げるほかこの心得書、関係法令等(県規則を含む) 入札条件に違反した入札

入札保証金(福井県財務規則第152条)

- 1 入札に参加しようとする者は、予定価格の100分の5以上の入札保証金を出納員等に納入しなければなりません。
- 2 入札保証金は、落札者を除き開札終了後還付します。落札者の入札保証金は、契約代金納付の際に還付します。
ただし、落札者が契約を締結しないときは、その者の納付にかかる入札保証金は、県に帰属することになります。

入札保証金の代用(福井県財務規則第154条)

- 1 入札保証金は、次の各号に掲げる担保の提供をもって代えることができます。
 - (1) 国債、地方債
 - (2) 政府の保証のある債券
 - (3) 契約担当者が確実と認める社債(無記名のものに限る)
- 2 前項の担保価値は、国債および地方債については額面金額、その他のものについては市場価格の8割に相当する金額とする。
- 3 上記の担保のうち、(3) を提出する場合については、令和8年10月20日(水) 午後5時までに、福井県総務部財産活用課 財産グループまで連絡をお願いします。(連絡先電話番号 0776-20-0251)

開札および再度入札(地方自治法施行令第167条の8)

- 1 開札は、入札者立会いのうえ入札終了後直ちに行います。
ただし、入札者またはその代理人が開札場所に立会わない場合は、当該入札事務に関係のない県職員を立会わせて行います。
- 2 開札の結果予定価格に達する入札のないときは、直ちに再度入札を行います。
ただし、再度入札をしてもなお予定価格に達しない場合は、公売を止めることがあります
が、この場合異議を申立てることはできません。

落札者の決定(地方自治法施行令第167条の9)

入札は、県の予定価格以上の最高のも のをもって落札者とします。ただし、落札者となる
同価の入札者が二人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を定めます。この場合にお
いて当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係の
ない県職員にくじを引かせるものとします。

契約締結の時期(福井県財務規則第170条)

- 1 落札者を決定したときは、その旨落札者に通知します。
- 2 落札者は前項の通知を受けた日から7日以内に契約を締結しなければなりません。
- 3 落札者は、前項の期間内に契約を締結しないときは、落札者としての権利を失います。

契約保証金(福井県財務規則第171条、172条)

- 1 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を出納員等に納入しな
ければなりません。
- 2 契約保証金は、契約代金納付の後に還付します。
ただし、契約を締結しないときは、その者の納付にかかる契約保証金は、県に帰属するこ
とになります。
- 3 入札保証金を契約保証金に充当することができます。
- 4 契約を締結する場合において代金が即納されるときは、契約保証金は免除されます。

売買代金の完納の時期(福井県財務規則第176条)

県有財産の売払代金はその引渡しの時までに完納しなければなりません。

その他

この入札心得書に記載のない事項については、入札執行者、関係法令、入札説明書および福
井県財務規則等知事の定めるところによります。

県有財産売買契約書(案1)

売出人 福井県(以下「 甲」という。)と買受人 ○○○○○ (以下「 乙」という。)は、
県有財産の売買について次の条項のとおり 契約(以下、「 本契約」という。)を締結する。

(信義誠実の義務)

第1 条 甲および乙は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

(売買物件)

第2 条 売買物件は、次のとおりとする。

所在	地番	登記地目	実測面積
坂井市丸岡町霞町二丁目	32 番 2	宅地	344.74 m ²

(売買代金)

第3 条 乙が甲に支払う 売買代金は、金 [* 落札金額] 円とする。

(売買代金の納付)

第4 条 乙は、売買代金を本契約締結と 同時に甲の発行する 納入通知書により 納付しなければならない。

(契約保証金)

第5 条 甲は、乙が納付すべき 契約保証金を免除する。

(土地の面積)

第6 条 甲と 乙は、本物件については実測面積で売買する。

(所有権の移転および登記の嘱託)

第7 条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を納付した時に乙に移転する。

2 乙は、所有権移転までに、登録免許税相当額の領収証書または印紙を添えて所有権移転登記を甲に請求し、甲は、売買物件の所有権が移転した後、遅延なく 所有権移転登記を嘱託するものとする。

(売買物件の引渡し)

第8 条 売買物件の引渡しは現況のまま行うものとする。

2 売買物件は、前条第1 項の規定により 所有権が移転した時、乙に対し完全に引き渡されたものとする。

(危険負担)

第9 条 本契約締結の時から 前条に定める引渡しの時までの間において、売買物件が天災地変その他甲または乙のいずれの責めに帰すことのできない事由により 滅失または損傷し、補修が不能または補修に過大な費用を要し、本契約の履行が不可能となったときは、甲乙双方書面により 通知して、本契約を解除することができる。また、乙は、本契約が解除されるまでの間、売買代金の支払いを拒むことができる。

2 甲は、売買物件の引渡し前に、前項の事由によって当該物件が損傷した場合であっても、補修することにより 本契約の履行が可能であるときは、甲は、売買物件を補修して乙に引き渡すことができるものとする。この場合、補修行為によって引渡しが本契約に定める引渡しの時を超えても、乙は、甲に対し、その引渡しの延期について異議を述べることはできない。

3 第1 項によって、本契約が解除された場合、甲は、乙に対し、受領済みの金員を無利息

で速やかに返還するものとする。

(土地の定着物の所有権)

第10条 土地と一体となった工作物、立竹木等で、土地そのものの構成部分とみられるものは、土地の所有権に含むものとする。

(所有権以外の権利)

第11条 甲は、売買物件に質権、抵当権その他担保の設定などがある場合には、引渡期限までに抹消するものとする。

(契約不適合責任)

第12条 乙は、本契約締結後、売買物件が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないものであることを発見しても、甲に対し、売買物件の補修、代替物の引渡しまたは不足分の引渡しによる履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求および契約の解除をすることができないものとする。

(特則)

第13条 乙は、本契約締結の日から10年間売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に定める風俗営業および、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用ならびに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供してはならない。また、それらの用に供する目的で、売買物件について第三者に対して一切の権利の設定または所有権の移転をしてはならない。

(違約金)

第14条 乙は、前条に定める義務に違反したときは、金〔*契約金額の10/100〕円を違約金として甲に支払わなければならない。

2 前項の違約金は、第17条に定める損害賠償額の予定またはその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないとき、および暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるときは、本契約を解除することができる。

(乙の原状回復義務)

第16条 乙は、甲が前条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに、売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失または毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第17条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

(契約の費用)

第18条 本契約の締結および履行等に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

(関係規則の適用)

第19条 本契約においては、本契約に定めるもののほか、福井県公有財産等管理規則(昭和39年福井県規則第15号)および福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)の適用を受けるものとする。

(紛争等の解決)

第20条 本契約について訴訟等が生じたときは、甲の事務所の所在地を所管する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第21条 本契約について疑義のある事項またはこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 売出人 福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県知事 石田 嵩人

(乙) 買受人

県有財産売買契約書(案2)

売出人 福井県(以下「 甲」という。)と買受人 ○○○○○ (以下「 乙」という。)は、
県有財産の売買について次の条項のとおり 契約(以下、「 本契約」という。)を締結する。

(信義誠実の義務)

第1 条 甲および乙は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

(売買物件)

第2 条 売買物件は、次のとおりとする。

所在	地番	登記地目	実測面積
坂井市丸岡町霞町二丁目	32 番 2	宅地	344.74 m ²

(売買代金)

第3 条 乙が甲に支払う 売買代金は、金 [* 落札金額] 円とする。

(売買代金の納付)

第4 条 乙は、売買代金を本契約締結日から 起算して30 日以内に甲の発行する納入通知書に
より納付しなければならない。

(契約保証金)

第5 条 乙は、本契約締結と同時に、契約保証金として金 [*契約金額の10/100 以上] 円
を甲に納付しなければならない。

2 第1 項の契約保証金は、売買代金納付後還付するものとする。

3 乙が前条に定める義務を履行しないときは、契約保証金は、県に帰属するものとする。

(土地の面積)

第6 条 甲と乙は、本物件については、実測面積で売買する。

(所有権の移転および登記の嘱託)

第7 条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を納付した時に、乙に移転する。

2 乙は、所有権移転までに、登録免許税相当額の領収証書または印紙を添えて所有権移転
登記を甲に請求し、甲は、売買物件の所有権が移転した後、遅延なく所有権移転登記を嘱
託するものとする。

(売買物件の引渡し)

第8 条 売買物件の引渡しは現況のまま行うものとする。

2 売買物件は、前条第1 項の規定により所有権が移転した時、乙に対し完全に引き渡され
たものとする。

(危険負担)

第9 条 本契約締結の時から前条に定める引渡しの時までの間において、売買物件が天災地変
その他甲または乙のいずれの責めに帰すことのできない事由により滅失または損傷し、補
修が不能または補修に過大な費用を要し、本契約の履行が不可能となったときは、甲乙双
方書面により通知して、本契約を解除することができる。また、乙は、本契約が解除され
るまでの間、売買代金の支払いを拒むことができる。

2 甲は、売買物件の引渡し前に、前項の事由によって当該物件が損傷した場合であっても、
補修することにより本契約の履行が可能であるときは、甲は、売買物件を補修して乙に引
き渡すことができるものとする。この場合、補修行為によって引渡しが本契約に定める引

渡しの時を超えても、乙は、甲に対し、その引渡しの延期について異議を述べることはできない。

- 3 第1 項によって、本契約が解除された場合、甲は、乙に対し、受領済みの金員を無利息で速やかに返還するものとする。

(土地の定着物の所有権)

第10 条 土地と一体となった工作物、立竹木等で、土地そのものの構成部分とみられるものは、土地の所有権に含むものとする。

(所有権以外の権利)

第11 条 甲は、売買物件に質権、抵当権その他担保の設定などがある場合には、引渡期限までに抹消するものとする。

(契約不適合責任)

第12 条 乙は、本契約締結後、売買物件が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないものであることを発見しても、甲に対し、売買物件の補修、代替物の引渡しまたは不足分の引渡しによる履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求および契約の解除をすることができないものとする。

(特 則)

第13 条 乙は、本契約締結の日から10 年間売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23 年法律第122 号) 第2 条第1 項に定める風俗営業および、同条第5 項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用ならびに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3 年法律第77 号) 第2 条第2 号に規定する暴力団の事務所の用に供してはならない。また、それらの用に供する目的で、売買物件について第三者に対して一切の権利の設定または所有権の移転をしてはならない。

(違約金)

第14 条 乙は、前条に定める義務に違反したときは、金[*契約金額の10/100] 円を違約金として甲に支払わなければならない。

- 2 前項の違約金は、第17 条に定める損害賠償額の予定またはその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第15 条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないとき、および暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2 条第6 号に規定する暴力団員または同条第2 号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるときは、本契約を解除することができる。

(乙の原状回復義務)

第16 条 乙は、甲が前条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに、売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

- 2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失または毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

- 3 乙は、第1 項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第17条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

(契約の費用)

第18条 本契約の締結および履行等に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

(関係規則の適用)

第19条 本契約においては、本契約に定めるもののほか、福井県公有財産等管理規則(昭和39年福井県規則第15号)および福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)の適用を受けるものとする。

(紛争等の解決)

第20条 本契約について訴訟等が生じたときは、甲の事務所の所在地を所管する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第21条 本契約について疑義のある事項またはこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 売出人 福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県知事 石田 嵩人

(乙) 買受人

記載例

一般競争入札参加申込書

令和8年9月9日付け公告のあった県有財産の売払いにかかる一般競争入札に参加したいので、入札心得、県有財産売払公示書、契約条項、入札実施要領、その他入札説明書記載事項等を承諾のうえ、下記のとおり申し込みます。

福井県知事 石田 嵩人 様

記

申込年月日		令和 ○年 ○月 ○日	
入 札 者 ／ 共 有 者	住 所	〒○○○-○○○○ ○○県○○市○○1丁目○○	
	フリガナ	ガシガシ○○○○ ダビウシシヤ ○○ ○○	持 分
	氏名または商号名称 および代表者職・氏名	株式会社 ○○○○ 代表取締役 ○○ ○○ 印 (実印)	共有 名義 で申 し込 む場 合の み記 載
	住 所	〒	
	フリガナ	共有名義で申し込む場合のみ記載 印 (実印)	
氏名または商号名称 および代表者職・氏名			
連絡先 (共有の場合は代表者の連絡先)		TEL: 0776-○○-○○○○ FAX: 0776-○○-△△△△ E-mail: ××××@××.ne.jp 担当者名: ○○ ○○	
入札参加 希望物件	所 在 地	数 量	
	坂井市丸岡町霞町二丁目32番2	土地 344.74 m ²	

- (1) 共有名義で入札参加を希望する場合は、全員の氏名等を記入してください。
- (2) 提出期限、提出先は下記のとおりですので、持参または郵送で提出してください。(郵送の場合は書留郵便を利用し、必着とします。提出にかかる費用は提出者負担とします。)
- (3) 入札参加申込時に必要な他の書類につきましては、入札説明書P1～P2を参照してください。

【提出期限】令和8年10月20日(火)午後5時【必着】

【提出場所】福井県総務部 財産活用課 財産グループ

〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号

TEL 0776-20-0251(直通)

FAX 0776-20-0628

記載例

役員名簿

商号・名称	株式会社 ○○○○○
-------	------------

(役員に関する事項)

役職名	氏名(フリガナ)	生年月日 (和暦)	住所(住民票の住所)
○○○	○○ ○○(△△△ △△)	昭和○○年 ○月 ○日	○○県○○市○○1 丁目○○
○○○	○○ ○○(△△△ △△)	昭和○○年 ○月 ○日	○○県○○市○○1 丁目○○
○○○	○○ ○○(△△△ △△)	昭和○○年 ○月 ○日	○○県○○市○○1 丁目○○
○○○	○○ ○○(△△△ △△)	昭和○○年 ○月 ○日	○○県○○市○○1 丁目○○
○○○	○○ ○○(△△△ △△)	昭和○○年 ○月 ○日	○○県○○市○○1 丁目○○
○○○	○○ ○○(△△△ △△)	昭和○○年 ○月 ○日	○○県○○市○○1 丁目○○
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

※法人登記簿謄本に記載の役員全員について、記載してください。

資 格 誓 約 書

令和〇年〇〇月〇〇日

福井県知事

石田 嵩人 様

住 所 〇〇県〇〇市〇〇1 丁目〇〇

※個人の場合は、氏名を
記入してください。

氏名または名称 株式会社〇〇〇〇

および代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇 ※ 押印不要

昭和〇〇年 〇〇月 〇〇日生

私は、福井県が実施する 県有地の売払に係る 一般競争入札の参加に当たり、下記事項を誓約します。

なお、入札参加資格の確認をするため、福井県が福井県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 「地方自治法施行令」(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者および同条第2項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しません。
- 過去2年間、地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第6号までの規定に該当したことはありません。
- 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号までおよび第6号に規定する者ではありません。
また、これらの暴力団および暴力団員と、社会的に非難されるような関係はなく、暴力団および暴力団員等の依頼を受けて入札に参加しようとするものではありません。
- 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分の決定を受けた団体および当該団体の役員もしくは構成員ではありません。
- 県有地を購入したときは、これを上記3または4に該当する者に、譲渡または貸与することはありません。
- 福井県職員で当該売払財産に関する事務に従事する者ではありません。
- 入札に対し、入札物件については、入札説明書等の内容について全て承知の上、参加しますので、後日これらの事柄について、福井県に対し一切の異議および苦情を申し立てません。

資 格 誓 約 書

令和〇年〇〇月〇〇日

福井県知事
石田 嵩人 様

住 所 〇〇県〇〇市〇〇1 丁目〇〇

氏名または名称
および代表者名 共有者Aさん ※ 押印不要
昭和〇〇年 〇〇月 〇〇日生

住 所 〇〇県△△市△△2 丁目△△

氏名または名称
および代表者名 共有者Bさん ※ 押印不要
昭和〇〇年 〇〇月 〇〇日生

私は、福井県が実施する 県有地の売払に係る一般競争入札の参加に当たり、下記事項を誓約します。

なお、入札参加資格の確認をするため、福井県が福井県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 「地方自治法施行令」(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者および同条第2項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しません。
- 2 過去2年間、地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第6号までの規定に該当したことはありません。
- 3 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号までおよび第6号に規定する者ではありません。
また、これらの暴力団および暴力団員と、社会的に非難されるような関係はなく、暴力団および暴力団員等の依頼を受けて入札に参加しようとするものではありません。
- 4 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分の決定を受けた団体および当該団体の役員もしくは構成員ではありません。
- 5 県有地を購入したときは、これを上記3または4に該当する者に、譲渡または貸与することはありません。
- 6 福井県職員で当該売払財産に関する事務に従事する者ではありません。
- 7 入札に対し、入札物件については、入札説明書等の内容について全て承知の上、参加しますので、後日これらの事柄について、福井県に対し一切の異議および苦情を申し立てません。

記載例：本人が入札に
参加する場合

(本人・代理人用)

入 札 書

福井県知事 石田 嵩人 様

令和〇年〇〇月〇〇日

入札者 (住所) 〇〇県〇〇市〇〇1 丁目〇〇

(氏名) 株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇 (印)

(実印)

代理人 (住所)

(氏名)

印

次のとおり 福井県財務規則および入札心得、県有財産売払公示書、契約条項、入札実施要領、その他入札説明書の記載事項など承諾のうえ、関係書類を添えて入札します。

記

1 入札物件

(土地)

所在	地番	地目	実測面積(m ²)
坂井市丸岡町霞町二丁目	32 番 2	宅地	344.74

2 入札金額

	拾億	壺億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	壺	
入札金額		¥	△	△	△	△	△	△	△	△	円

※ 入札金額の記入は算用数字を使用し、頭に「 ¥ 」を記入すること。

※ 代理人により 入札する場合は、委任者の住所・氏名を入札者の住所氏名欄に記載し、代理人の住所・氏名欄に記名押印すること。

※ 代理人により 入札する場合は、委任状を別途提出すること。

入 札 書

福井県知事 石田 嵩人 様

令和〇年〇〇月〇〇日

入札者 (住所) 〇〇県〇〇市〇〇1 丁目〇〇

(氏名) 株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

代理人 (住所) 〇〇県△△市△△2 丁目△△

(氏名) △△ △△

印

(委任状に押印した印)

次のとおり 福井県財務規則および入札心得、県有財産売払公示書、契約条項、入札実施要領、その他入札説明書の記載事項など承諾のうえ、関係書類を添えて入札します。

記

1 入札物件

(土地)

所在	地番	地目	実測面積(m ²)
坂井市丸岡町霞町二丁目	32 番 2	宅地	344.74

2 入札金額

	拾億	壺億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	壺	
入札金額		¥	△	△	△	△	△	△	△	△	円

※ 入札金額の記入は算用数字を使用し、頭に「 ¥ 」を記入すること。

※ 代理人により 入札する場合は、委任者の住所・氏名を入札者の住所氏名欄に記載し、代理人の住所・氏名欄に記名押印すること。

※ 代理人により 入札する場合は、委任状を別途提出すること。

記載例：共有名義の場合

入 札 書

福井県知事 石田 嵩人 様

令和〇年〇〇月〇〇日

入札者(住所) 〇〇県〇〇市〇〇1 丁目〇〇

(氏名) 共有者Aさん (持分1/2) (印)

(委任状に押印した印(実印))

(住所) 〇〇県△△市△△2 丁目△△

(氏名) 共有者Bさん (持分1/2)

代理人(住所) 〇〇県〇〇市〇〇1 丁目〇〇

(氏名) 共有者Aさん (印)

(委任状に押印した印(実印))

次のとおり 福井県財務規則および入札心得、県有財産売払公示書、契約条項、入札実施要領、その他入札説明書の記載事項など承諾のうえ、関係書類を添えて入札します。

記

1 入札物件

(土地)

所在	地番	地目	実測面積(㎡)
坂井市丸岡町霞町二丁目	32 番 2	宅地	344.74

2 入札金額

	拾億	壺億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	壺	
入札金額		¥	△	△	△	△	△	△	△	△	円

※ 入札金額の記入は算用数字を使用し、頭に「¥」を記入すること。

※ 代理人により入札する場合は、委任者の住所・氏名を入札者の住所氏名欄に記載し、代理人の住所・氏名欄に記名押印すること。

※ 代理人により入札する場合は、委任状を別途提出すること。

(代理人・共有名義用)

記載例：代理人の場合

委 任 状

福井県知事

石田 嵩人 様

※別途提示していただく本人確認書類で
確認できる住所を記載すること。

代理人 (住所) △△県△△市△△2 丁目△△

(氏名) △△ △△

印

(認印でも可)

私は、上記の者をもって代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

令和8 年9 月9 日付け県有財産売払公告にかかる 県有財産の一般競争入札に参加することおよびこれに付随する一切の権限

令和〇年〇〇月〇〇日

入札者 (住所) 〇〇県〇〇市〇〇1 丁目〇〇

(氏名) 株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

印

(実印)

※法人の場合で、代表者以外が入札に参加
する場合は、入札者の欄に法人名、代表者
名を記載し、代表者印(実印) を押印のうえ、
代理人欄に入札参加者氏名を記載すること。
(社員が代理で入札に参加する場合でも委任
状が必要です。)

(代理人・共有名義用)

記載例：共有名義の場合

委 任 状

福井県知事

石田 嵩人 様

代理人 (住所) ○○県○○市○○1 丁目○○

(氏名) 共有者 Aさん (印)

(実印)

私は、上記の者をもって代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

令和8 年9 月9 日付け県有財産売払公告にかかる 県有財産の一般競争入札に参加することおよびこれに付随する一切の権限

令和○年○○月○○日

入札者 (住所) △△県△△市△2 丁目△△

(氏名) 共有者 Bさん (印)

(実印)

入札書、委任状、資格誓約書の記入事項

入札者		入札書	委任状	資格誓約書(押印不要)
本人の場合	入札者の欄	本人の住所 氏名 印(実印)	不要	本人の住所 氏名
代理人の場合	入札者の欄	本人の住所 氏名	本人の住所 氏名 印(実印)	本人の住所 氏名
	代理人の欄	代理人の住所 氏名 委任状に押印した印	代理人の住所 氏名 印(認印でも可)	
共有名義で入札し、そのうちどちらか一方が代表者となる場合	入札者(代表者となる者) の欄	代表者の住所 氏名 持分 委任状に押印した印(実印)		全員の住所 氏名
	入札者の欄	代表者以外の全員の住所 氏名 持分	代表者以外の全員の住所 氏名 印(実印)	
	代理人の欄	代表者の住所 氏名 委任状に押印した印(実印)	代表者の住所 氏名 印(実印)	
共有名義で入札し、第3 者が代理人となる場合	入札者の欄	全員の住所 氏名 持分	全員の住所 氏名 印(実印)	全員の住所 氏名
	代理人の欄	代理人の住所 氏名 委任状に押印した印	代理人の住所 氏名 印(認印でも可)	

※その他必要な書類および提出時期については、P 1 ～P 2 を参照してください。

入札物件の詳細

物件番号：坂井一1

坂井市丸岡町霞町二丁目 32 番2 (土地)

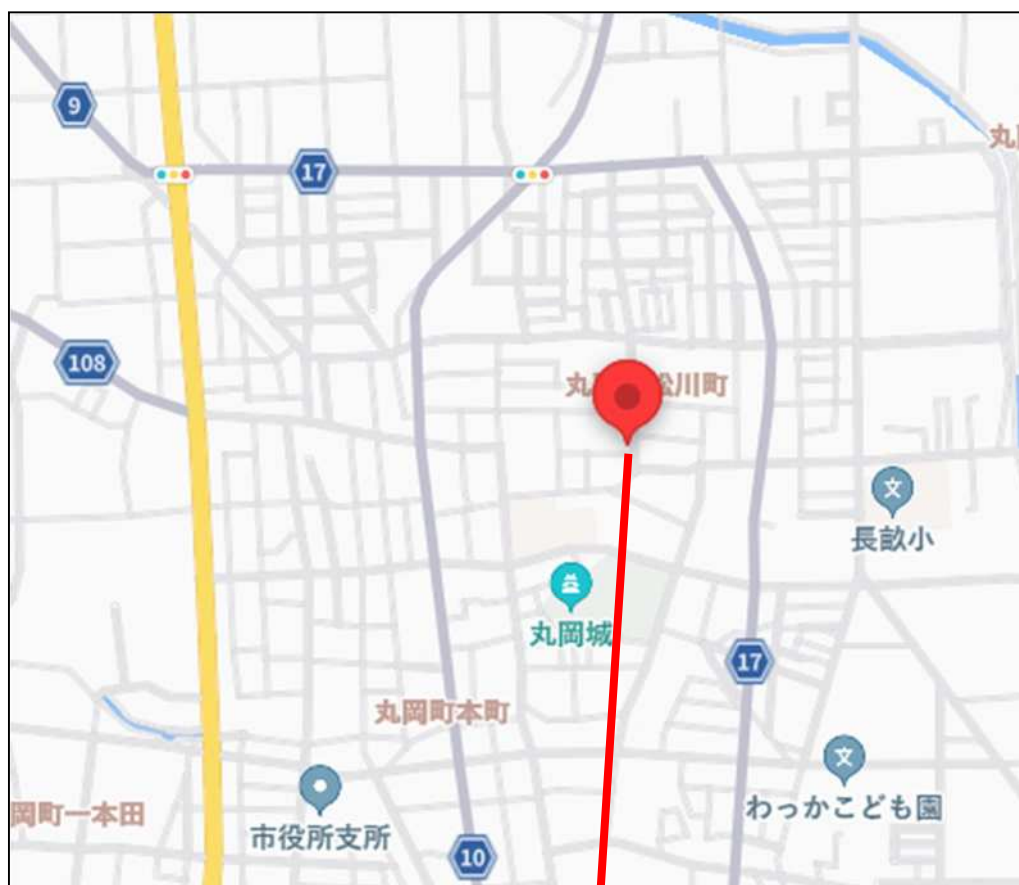
案 内 図

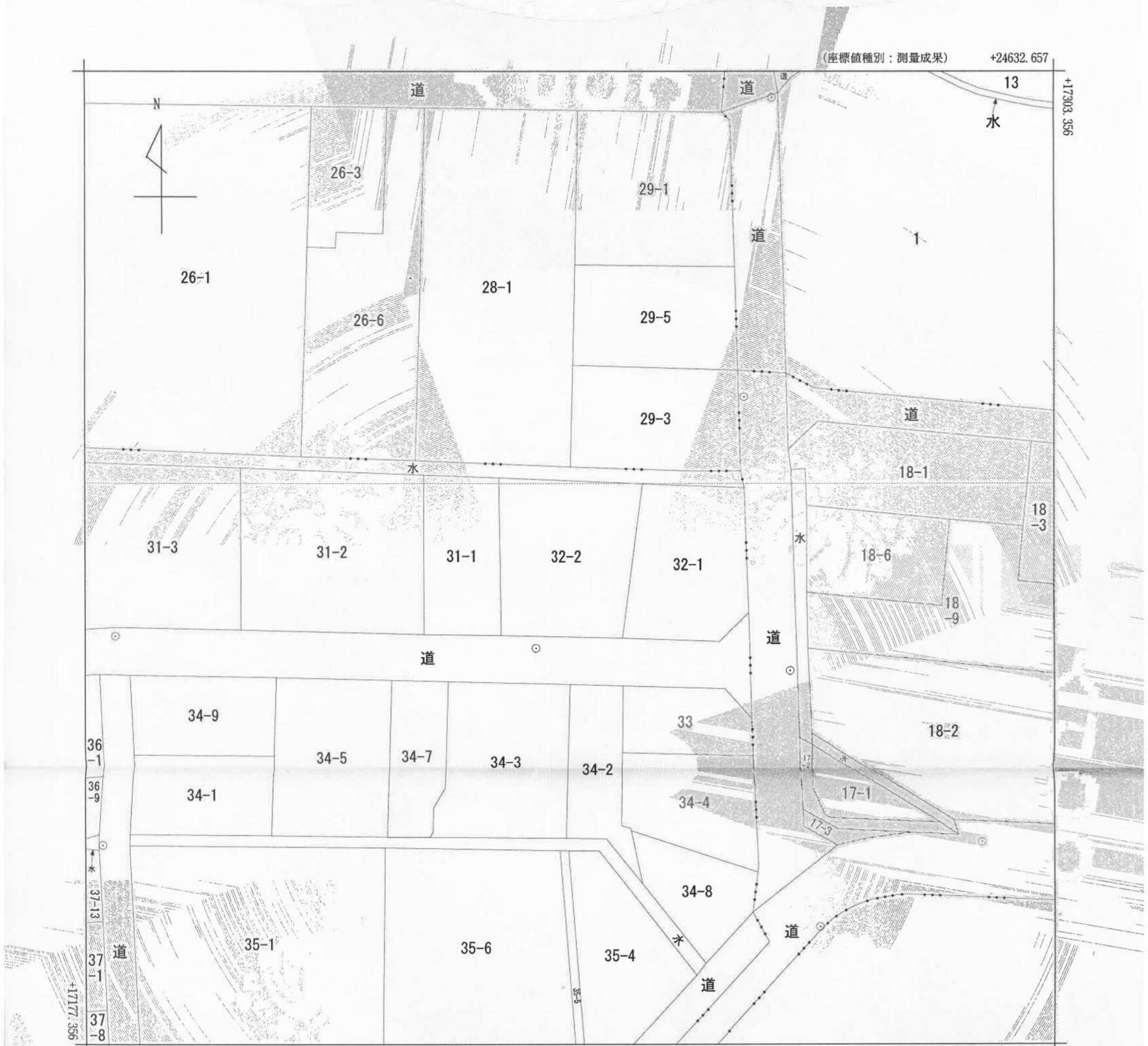
地 形 図 (公 図)

地 積 測 量 図

物 件 調 書

【案内図】





地番区域見出

丸岡町荒町	A
丸岡町霞町2丁目	B

A 丸岡町松川町
B 丸岡町霞町3丁目

請求部	所在	坂井市丸岡町霞町二丁目				地番	32番2			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲一	座標系番号又は記号	VI	分類	地図(法第14条第1項)		種類	法務局作成地図
作成年月日	令和8年2月13日			備付年月日(原図)	令和8年2月25日			補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年3月5日
福井地方法務局

登記官

大鹿和之



請求番号：6-1
(1/1)

公用

登記年月日： 令和8年2月25日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和 8 年 3 月 5 日

福井地方法務局

登記官

大鹿和之



地 積 測 量 図

32-2

坂井市丸岡町霞町二丁目

地 番

土地の所在

座標求積表

地 番	NO	X _n	Y _n	X _{n+1} -Y _{n-1}	Y _{n+1} -X _{n-1}	X _n ・(Y _{n+1} -Y _{n-1})
32-2	10-4	17249.946	24579.417	15.937	274912.389402	
	10-1	17230.000	24576.834	-18.225	-314016.750000	
	10-3	17230.367	24561.192	-15.937	-274600.358879	
	10-2	17250.711	24560.897	18.225	314394.207975	
		合 計			689.488498	
		面 積			344.7442490	
		地 積			344.74	m ²

基本三角点等の名称

点 名	X座標	Y座標	備 考
361	17225.810	24598.442	4級基準点
362	17228.710	24565.620	4級基準点

与点の名称

点 名	X座標	Y座標	備 考
10A08	17301.751	24778.951	街区多角点
10A09	17241.598	24205.809	街区多角点

境界点	境界標の種類
㊦	コンクリート杭
㊧	金属 鉄
㊨	金属プレート標
㊩	石 杭
㊰	プラスチック杭
㊱	刻 印
無印の場合は計算点	

測量年月日	令和7年10月17日
座 標 系	世界測地系Ⅶ系(測地成果2011)

(単位:m)

作成者	公益社団法人 福井県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
代表理事	松 浦 康 主
計画機関	福井地方法務局
縮 尺	1 / 250

(令和7年12月22日作成)

物 件 調 査 書

物件 坂井－ 1

所 在 地	福井県坂井市丸岡町霞町二丁目 3 2 番 2				
住 居 表 示	—				
面 積	登 記 簿	344.74㎡	実 測	344.74㎡	実測面積は、 (確定測量図・丈量図・現況測量 図・用地実測図・ <u>地積測量図</u>) に基づく
地 目	登 記 簿	宅地	現 況	宅地	
(備考)					

法令に基づく制限概要

(1) 都市計画法・土地区画整理法に基づく制限

都 市 計 画 法	都市計画区域 (内)・外)					
	1 市街化区域 2 市街化調整区域 ③ 非線引区域 4 準都市計画区域 5 その他 (制限の概要)					
	都市計画道路	有 (1 計画決定 2 事業決定 名称 幅員 m) ③ 無				
	開発許可等	有 ・ ③ 無 許可等の種類 1 許可番号 号 (平成 年 月 日) 2 完了公告 号 (平成 年 月 日)				
土 地 区 画 整 理 法	土地区画整理事業	計画	有 ・ ③ 無 ・ 施行中		名称	
	換地 (予定) 期日	仮換地指定		(未・済)		年 月 日 号
		換地処分公告 (予定・済)				年 月 日
	清算金	有 ・ 無 ()				
(備 考)						

(2) 建築基準法に基づく制限

用途地域	1 第一種低層住居専用地域 2 第二種低層住居専用地域 3 第一種中高層住居専用地域 4 第二種中高層住居専用地域 5 第一種住居地域 6 第二種住居地域 7 準住居地域 8 近隣商業地域 9 商業地域 (10) 準工業地域 11 工業地域 12 工業専用地域 13 用途地域の指定なし
	(制限の概要) ・危険性が大きい工場等は建築不可
地域・地区・街区	特別・用途・地区 1 防火地域 2 準防火地域 3 高度地区 4 高度利用地区 5 特定街区 6 景観地区 7 風致地区 8 災害危険区域 9 地区計画区域 10 高層住居地区 11 都市再生特別地区 12 特別用途地区 13 特定用途制限地域 14 その他（ ）
	(制限の概要)
建築協定 有 ・ (無)	
建築面積の限度 (建ぺい率制限)	60%
延床面積の限度 (容積率制限)	200% ただし接面道路の幅員により左記容積率がさらに下記のとおり制限されます。 容積率＝〔道路幅員〕 m × /10×100%
外壁後退・壁面線の制限	有 ・ (無)
建物の高さの制限	(1) 道路斜線制限 (2) 隣地斜線制限 (3) 北側斜線制限 4 絶対高さ 10m・12m 5 日影による中高層の建築物の制限（ 種）
私道の変更または廃止の制限	有 ・ (無)
(備考)	

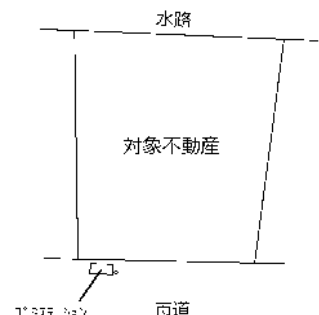
(3) その他の法令に基づく制限

※数字は、宅地建物取引業法施行令第3条1項各号に掲げる法令それぞれの各号の番号です。

7	景観法	2 4	住宅地区改良法	4 0	海岸法	5 1	土地収用法
8	土地区画整理法	2 5	公有地拡大推進法	4 2	砂防法	5 2	文化財保護法
1 0	地方拠点都市地域整備及び産業業務施設再配置の促進に関する法律	2 6	農地法	4 3	地すべり等防止法	5 3	航空法（自衛隊法において準用する場合を含む。）
		2 7	宅地造成等規制法	4 4	急傾斜地法		
1 4	旧市街地改造法（旧防災建築街区造成法において準用する場合に限る）	3 0	都市公園法	4 5	土砂災害防止対策推進法	5 4	国土利用計画法
		3 1	自然公園法	4 6	森林法	5 6	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
1 6	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律	3 3	近畿圏の保全区域の整備に関する法律	4 8	道路法		
				5 0	全国新幹線鉄道整備法	5 7	土壌汚染対策法
1 8	都市再開発法	3 8	河川法			5 8	高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
2 2	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	3 9	特定都市河川浸水被害対策法			その他	
2 3	港湾法					(都市再生特別措置法)	
						()	
(制限の概要) ・ (景観法) 城周辺地区特定景観計画区域（武家屋敷地区） ・ (宅地造成及び特定盛土等規制法) 宅地造成等工事規制区域 ・ (文化財保護法) 周知の埋蔵文化財包蔵地「丸岡城跡」の指定あり ・ (都市再生特別措置法) 立地適正化計画の居住誘導区域内、都市機能誘導区域外 ・ (都市再生特別措置法) 都市再生整備計画（丸岡城周辺地区）							

敷地と道路との関係

※法：建築基準法

接 面 道 路	接道方向	公・私道の別	道路の種類（下記）	幅員（m）	接道長さ（m）
	南 側	公道・私道	1（1）番	6 m	16 m
	側	公道・私道	番	m	m
	側	公道・私道	番	m	m
	側	公道・私道	番	m	m
	道路位置指定道路		昭和・平成 年 月 日 第 号		
道 路 の 種 類	1	(1) 道路法による道路			
		(2) 都市計画法、土地区画整理法、旧住宅地造成事業法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅地等の促進に関する法律による道路			
		(3) 建築基準法第3章が適用されるに至った際、現に存在する道			
		(4) 道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する法律による新設変更の事業計画のある道路で2年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したもの			
	2	土地を建築物の敷地として利用するため上記1の法によらないで道を築造しようとする者が特定行政庁から指定を受けたもの（位置指定道路）			
	3	上記1（3）に該当する道路のうち、幅員が4m未満のもので特定行政庁が指定したもの（法42条2項道路）			
	4	上記1～3に該当しない道路（建築確認不可）			
法43条1項但書の適用			有 ・ (無)		
道路境界線後退（セットバック）による建築確認対象面積の減少 （セットバックの内容）			有 ・ (無)		
路地状敷地（敷地延長）の制限		有 ・ (無) （ ）			
		路地状部分の長さ	m	路地状部分の幅員	m
建築物の建築の可否 （ (可) ・ 否 ） 私道の変更又は廃止の制限 （法45条による制限があります）		敷地と道路との関係（概略図） 			

私道負担等に関する事項

私道負担等の有無		有 ・ (無)	
1 対象不動産に含まれる私道に関する負担等の内容			
負担面積	㎡ (持分 /)		
負担金	円		
建築基準法42条2項等により後退(セットバック)する部分の面積			㎡
(備考)			
2 対象不動産に含まれない私道に関する事項			
所有名義人	住 所		
	氏 名		
(備考)			

供給処理施設の概要

	配管等の状況		施設整備状況	事業所名
電気	接面道路配線	(有)・無	引込可	北陸電力株式会社
				TEL 0120-776453
上水道	接面道路配管	(有)・無	上水道図面上は引込済であるが、量水器ボックスは確認できない	坂井市上下水道お客さまセンター
				TEL 0776-50-3131
下水道	接面道路配管	(有)・無	引込済。対象不動産の南東隅に汚水枡を確認	坂井市上下水道お客さまセンター
				TEL 0776-50-3131
都市ガス	接面道路配管	有・(無)	――	――
				TEL ー

交通機関および公共施設の状況

交通機関	鉄道	J R 線 丸岡 駅	約 4 km ・ 徒歩約 50 分
	バス	平章小学校前 停留所 北東 方	約 350 m ・ 徒歩約 5 分
公共施設	市町役場	市役所	物件の 南西 方 約 1.3 km
		丸岡 支所	
		役場	
	小学校	平章 小学校	物件の 南西 方 約 0.3 km
	中学校	丸岡 中学校	物件の 南 方 約 1.7 km

その他

参考事項	・ 雑草が繁茂している状態です。
	・ 上下水道について、上下水道お客さまセンター管理の図面上では引込済となっておりますが、利用の可否については事業者事前に確認してください。
	・ 対象不動産の南西側道路上にゴミステーションが所在し、その東側に電柱が1本立てられています。
	・ 0.5 m未満の洪水浸水想定区域（計画規模）に含まれています。
	・ 建物基礎杭が残存する可能性はあります。
	・ 地下埋設物調査、地盤調査、土壌汚染調査及び電波障害調査は行なっていません。
	・ 現況での売却となります。
	* 契約後に売買物件が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないものであることを発見しても、福井県はその責任を負いません。

※ 物件調書は、入札参加者等が物件の概要を把握するための参考資料です。

（制限等の内容についても、概要のみの記載となります。）

入札参加、買受申込みの際には、必ずご自身の責任において現地および諸規制についての調査、確認を行ってください。

【 様 式 集 】

- ・ 一般競争入札参加申込書
- ・ 役員名簿
- ・ 資格誓約書
- ・ 入 札 書
- ・ 委 任 状

一般競争入札参加申込書

令和8年9月9日付け公告のあった県有財産の売払いにかかる一般競争入札に参加したいので、入札心得、県有財産売払公示書、契約条項、入札実施要領、その他入札説明書記載事項等を承諾のうえ、下記のとおり申し込みます。

福井県知事 石田 嵩人 様

記

申込年月日		令和 年 月 日	
入札者 ／ 共有者	住 所	〒	
	フリガナ		持 分
	氏名または商号名称 および代表者職・氏名	印 (実印)	
	住 所	〒	
	フリガナ		持 分
	氏名または商号名称 および代表者職・氏名	印 (実印)	
連絡先 (共有の場合は代表者の連絡先)		TEL : FAX : E-mail : 担当者名:	
入札参加 希望物件		所 在 地	数 量
		坂井市丸岡町霞町二丁目 32 番 2	土地 344.74 m ²

- (1) 共有名義で入札参加を希望する場合は、全員の氏名等を記入してください。
- (2) 提出期限、提出先は下記のとおりですので、持参または郵送で提出してください。(郵送の場合は書留郵便を利用し、必着とします。提出にかかる費用は提出者負担とします。)
- (3) 入札参加申込時に必要な他の書類につきましては、入札説明書P 1 ～P 2 を参照してください。

【提出期限】令和8年10月20日(火)午後5時【必着】

【提出場所】 福井県総務部 財産活用課 財産グループ

〒910-8580 福井市大手3 丁目1 7 番1 号

TEL 0776-20-0251 (直通)

FAX 0776-20-0628

役員名簿

商号・名称	
-------	--

(役員に関する事項)

役職名	氏名(フリガナ)	生年月日 (和暦)	住所(住民票の住所)
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

※法人登記簿謄本に記載の役員全員について、記載してください。

資 格 誓 約 書

令和 年 月 日

福井県知事

石田 嵩人 様

住 所
氏名または名称
および代表者名

年 月 日生

私は、福井県が実施する 県有地の売払に係る 一般競争入札の参加に当たり、下記事項を誓約します。

なお、入札参加資格の確認をするため、福井県が福井県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 「地方自治法施行令」(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者および同条第2項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しません。
- 2 過去2年間、地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第6号までの規定に該当したことはありません。
- 3 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号までおよび第6号に規定する者ではありません。
また、これらの暴力団および暴力団員と、社会的に非難されるような関係はなく、暴力団および暴力団員等の依頼を受けて入札に参加しようとするものではありません。
- 4 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分の決定を受けた団体および当該団体の役員もしくは構成員ではありません。
- 5 県有地を購入したときは、これを上記3または4に該当する者に、譲渡または貸与することはありません。
- 6 福井県職員で当該売払財産に関する事務に従事する者ではありません。
- 7 入札に対し、入札物件については、入札説明書等の内容について全て承知の上、参加しますので、後日これらの事柄について、福井県に対し一切の異議および苦情を申し立てません。

資 格 誓 約 書

令和 年 月 日

福井県知事

石田 嵩人 様

住 所
氏名または名称
および代表者名

年 月 日生

住 所
氏名または名称
および代表者名

年 月 日生

私は、福井県が実施する 県有地の売払に係る 一般競争入札の参加に当たり、下記事項を誓約します。

なお、入札参加資格の確認をするため、福井県が福井県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 「地方自治法施行令」(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者および同条第2項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しません。
- 2 過去2年間、地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第6号までの規定に該当したことはありません。
- 3 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号までおよび第6号に規定する者ではありません。
また、これらの暴力団および暴力団員と、社会的に非難されるような関係はなく、暴力団および暴力団員等の依頼を受けて入札に参加しようとするものではありません。
- 4 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体および当該団体の役員もしくは構成員ではありません。
- 5 県有地を購入したときは、これを上記3または4に該当する者に、譲渡または貸与することはありません。
- 6 福井県職員で当該売払財産に関する事務に従事する者ではありません。
- 7 入札に対し、入札物件については、入札説明書等の内容について全て承知の上、参加しますので、後日これらの事柄について、福井県に対し一切の異議および苦情を申し立てません。

(本人・ 代理人用)

入 札 書

福井県知事 石田 嵩人 様

令和 年 月 日

入札者 (住所)

(氏名)

印

代理人 (住所)

(氏名)

印

次のとおり 福井県財務規則および入札心得、県有財産売却公示書、契約条項、入札実施要領、その他入札説明書の記載事項など承諾のうえ、関係書類を添えて入札します。

記

1 入札物件

(土地)

所在	地番	地目	実測面積(m ²)
坂井市丸岡町霞町二丁目	32 番 2	宅地	344.74

2 入札金額

	拾億	壱億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	壱	
入札金額											円

※ 入札金額の記入は算用数字を使用し、頭に「〒」を記入すること。

※ 代理人により 入札する場合は、委任者の住所・氏名を入札者の住所氏名欄に記載し、代理人の住所・氏名欄に記名押印すること。

※ 代理人により 入札する場合は、委任状を別途提出すること。

(共有名義用)

入 札 書

福井県知事 石田 嵩人 様

令和 年 月 日

入札者(住所)

(氏名)

(持分) 印

(住所)

(氏名)

(持分)

代理人(住所)

(氏名)

印

次のとおり 福井県財務規則および入札心得、県有財産売払公示書、契約条項、入札実施要領、その他入札説明書の記載事項など承諾のうえ、関係書類を添えて入札します。

記

1 入札物件

(土地)

所在	地番	地目	実測面積(㎡)
坂井市丸岡町霞町二丁目	32 番 2	宅地	344.74

2 入札金額

	拾億	壺億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	壺	
入札金額											円

※ 入札金額の記入は算用数字を使用し、頭に「¥」を記入すること。

※ 代理人により 入札する場合は、委任者の住所・氏名を入札者の住所氏名欄に記載し、代理人の住所・氏名欄に記名押印すること。

※ 代理人により 入札する場合は、委任状を別途提出すること。

(代理人・共有名義用)

委 任 状

福井県知事

石田 嵩人 様

代理人 (住所)

(氏名)

印

私は、上記の者をもって代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

令和8 年9 月9 日付け県有財産売払公告にかかる 県有財産の一般競争入札に参加することおよびこれに付随する一切の権限

令和 年 月 日

入札者 (住所)

(氏名)

印